る場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定は、」に改め、同表第百三十三号中「第二十七条の七第一項（海上運送法の特例）、第二十七条の二十一」に、「地域公共交通再編実施計画」を「地域旅客運送サービス継続実施計画」に、「若しくは同法」を「、同法第二十七条の十七第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法」に改め、同表第百三十九号中「第八条第一項若しくは第二項」の下に「（貨物利用運送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十四第一項」を、「）の規定による総合効率化計画の変更の認定」の下に「（中心市街地の活性化に関する法律及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

**第八条**　次に掲げる法律の規定中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

一　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第五項

二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二第五項

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

**第九条**　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「）」の対象となる事業」の下に「、第十三条第一項第十号に掲げる業務（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十条の二第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業」を加える。

第十一条中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に改める。

第十三条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務を行うこと。

第十五条第一項中「。）」の下に「及び第十三条第一項第十号に掲げる業務（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、貸付けの決定を除く。）」を加える。

第十七条第一項第三号中「第十三条第一項第九号」の下に「及び第十号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

附則第十一条第二項第四号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「「第九号」を「「第十号」に、「これに」を「これらに」に改める。

（地域再生法の一部改正）

**第十条**　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「第五条第八項（同条第十項」を「第五条第十一項（同条第十三項」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

**第十一条**　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除された」を「その行う自家用有償旅客運送に関し、第七十九条の四第一項第五号の協議が調つた状態でなくなつた」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

---

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第三十七号**

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（第六条）
第三章　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定（第七条―第十条）
第四章　認定開発供給計画等に係る支援措置
第一節　株式会社日本政策金融公庫法の特例（第十一条―第二十二条）
第二節　中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例（第二十三条―第二十五条）
第三節　課税の特例（第二十六条）
第五章　雑則（第二十七条―第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条・第三十五条）
附則

**第一章**　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。）を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいう。

一　情報通信の業務を一体的に行うよう構成された無線設備及び交換設備その他の主務省令で定める設備並びにこれらに係るプログラムの集合体であって、政令で定める周波数の電波を使用することにより大量の情報を高速度で送受信することを可能とするものその他の高度な技術を活用した情報通信を実現するもの

二　国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者（サイバーセキュリティ基本法第三条第一項に規定する重要社会基盤事業者をいう。次号において同じ。）の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る点検、測量その他の政令で定める業務を一体的に行うよう構成された小型無人機（高度な情報通信技術を活用することにより飛行中の位置、姿勢及び状態を高度に制御できることその他の政令で定める性能を有するものに限る。）及び当該小型無人機に係る当該業務に応じ使用する撮影機器その他の経済産業省令で定める機器並びにこれらに係るプログラムの集合体

三　国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る政令で定める業務を一体的に行うよう構成された主務省令で定める設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体（高度な情報通信技術を活用するものに限る。）であって、その開発、提供及び維持管理並びに導入がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが前二号に掲げるものに準じて必要なものとして政令で定めるもの